

筑西広域市町村圏事務組合財政事情書の作成及び公表に関する条例

昭和 46 年 4 月 1 日条例第 10 号

改正 平成 17 年 3 月 28 日条例第 3 号

( 財政事情書の作成及び公表 )

**第 1 条** 地方自治法 ( 昭和 22 年法律第 67 号 ) 第 292 条において準用する同法第 243 条の 3 の規定に基づく財政事情書の作成及び公表に関しては筑西市財政事情書の作成及び公表に関する条例 ( 平成 17 年筑西市条例第 43 号 ) の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 ( 平成 17 年 3 月 28 日条例第 3 号 )

この条例は、平成 17 年 3 月 28 日から施行する。